

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び同条第10項の規定に基づき、令和6年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫

吉野川市監査委員 細 井 英 輔

令和6年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

1 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

令和5年度吉野川市社会福祉協議会運営費補助金 65,883,000円

2 公益社団法人吉野川市シルバー人材センターが実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

令和5年度吉野川市シルバー人材センター運営費補助金 4,500,000円

3 城山老人福祉センターの指定管理業務

公益社団法人吉野川市シルバー人材センターを指定管理者とする令和5年度城山老人福祉センターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

4 吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンドの指定管理業務

はあと吉野川を指定管理者とする令和5年度吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンドの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和7年1月30日から令和7年2月20日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査に当たっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 公益社団法人吉野川市シルバー人材センター

城山老人福祉センターの管理運営に関する基本協定書では、「非常事態に備え、マニュアルを作成し、管理運営業務に従事する者を指導しなければならない。」とされているが、危機管理マニュアルが作成されていなかった。

(2) はあと吉野川

吉野川市民プラザ・多目的グラウンドの管理運営に関する基本協定書では、「管理運営業務の対価として指定管理料を支払う」とされ、管理運営業務の内容は「施設及び設備の維持管理に関する業務等」とされているが、管理運営業務に直接必要のない寄付金の支出を行っていた。

第5 結果に基づく意見

1 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会

高齢化や人口減少が進む中、地域住民の暮らしに密着したきめ細やかな事業を展開している社会福祉協議会の果たす役割はますます重要になってきており、将来にわたって持続的に事業を展開していくためには、経営基盤の強化や充実が不可欠となっている。収入状況を確認したところ、収入に対する市からの補助金の割合が高く、自主財源の一つである会費収入は減少傾向となっている。会員の加入促進や寄付金の税額控除制度の周知、新たな収益事業の創出といった自主財源の確保に向けた方策を講じるなど、経営基盤の安定強化に取り組まれない。また、現金等の保管について不祥事案の再発防止策を徹底するとともに、職員一人ひとりの倫理意識の向上に努められたい。

2 公益社団法人吉野川市シルバー人材センター

高齢者人口が増加しているものの企業等の定年延長や定年後の再雇用制度の広がりに伴い、会員数は減少傾向となっている。会員数の拡大に向け、様々な機会を利用して事業内容や活動状況を広く周知するとともに、会員のニーズに応えられる就業先の開拓に積極的に取り組まれない。

また、城山老人福祉センターの管理運営に関する基本協定書に定められた月次報告が指定期日までに提出されていない月があった。今後は協定書に沿った適切な事務手続きとなるよう努められない。

3 はあと吉野川

市民の交流の促進、健康づくり、健全なスポーツの普及などに寄与するため、他の事業運営で培われた知識やノウハウを十二分に活用して管理運営に取り組まれており、来館者アンケート等においても高い評価を得られている。利用者の増加とサービスの充実を図るためにも、広く積極的に利用者の声を聴くよう継続されたい。

また、施設内壁面への落書き対策を含め利用者マナーについても所管課と十分協議しながら対応していただきたい。今後とも、利用者の利便性向上や安全の確保に努めるとともに、自主事業においては市民の多様な交流と活動の場を創出され、多くの市民に愛され利用される施設運営に努められない。